

住民税 年金からの特別徴収 10月分から引き落とし開始

平成26年度から、公的年金等にかかる住民税が新たに公的年金より特別徴収(引き落とし)される方は、10月分の年金支払い分から引き落としが始まります。これは、住民税の納税方法が一部変更となるもので、新たな税負担は生じません。

引き落としされる税額は、6月に送付した平成26年度特別区民税・都民税納税通知書をご覧ください。

対象となる方

前年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、当該年度の4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方。

- ※次の方は対象となりません。
- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
- 老齢基礎年金から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療制度の保険料を控除した額が住民税額に満たない方

対象となる税額

公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額と均等割額)

徴収方法

年6回の公的年金支払い時に、年金支払者が特別徴収義務者として特別徴収を行い、各区市町村に納入します。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が定期予防接種に

10/1(水)

65歳から75歳までの年齢の方と70歳以上の方などが対象。予防接種法の改正により10月1日(水)から高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が定期接種になります。このワクチンは、高齢の方が重篤になりやすい肺炎をひきおこす原因のひとつである肺炎球菌感染症を予防するワクチンです。

〔昨年度から引き続き対象の方〕
公的年金等にかかる年税額から4月・6月・8月に特別徴収(仮徴収)した額を差し引いた残額を、10月・12月・平成27年2月の年金支払い分から特別徴収(本徴収)します。

公的年金からの特別徴収の方法
今年度(平成26年度)から新たに対象となる方

普通徴収		特別徴収(本徴収)		
税額	6月(1期) 8月(2期)	10月	12月	平成27年2月
	各期、年税額の1/4	各月、年税額の1/6		

昨年度から引き続き対象の方

特別徴収(仮徴収)		特別徴収(本徴収)		
税額	4月	6月	8月	10月
	各月、平成26年2月と同額		12月	平成27年2月
			各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	

引き落としが中止となる場合

引き落とし開始後、江東区外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)により納めていただくこととなります。

課税課

☎(3647)800112
・8004

「江東区景観計画」の一部改定

新築する集合住宅のバルコニー等の景観づくり基準案にご意見を

現在、区内の景観形成において「集合住宅」が主要な位置を占めています。このことから、区内の良好な景観形成・創出を目的として、今後新築される集合住宅のバルコニー・ベランダを対象とした新しいルールを作ることになりました。

新たな基準案について、皆さんからのご意見を募集します。

新基準案の内容

建築物に係る景観形成基準の「形態・意匠・色彩」の項目に次

平成26年度に対象となる方

対象年齢	対象となる生年月日
65歳	昭和24年4/2～昭和25年4/1
70歳	昭和19年4/2～昭和20年4/1
75歳	昭和14年4/2～昭和15年4/1
80歳	昭和9年4/2～昭和10年4/1
85歳	昭和4年4/2～昭和5年4/1
90歳	大正13年4/2～大正14年4/1
95歳	大正8年4/2～大正9年4/1
100歳	大正3年4/2～大正4年4/1
101歳以上	大正3年4/1以前

※101歳以上の方への接種は平成26年度のみ

〔接種方法〕江東区契約医療機関に予約のうえ保健所が発行した予診票をお持ちください。
〔助成回数〕生涯に1人1回
〔費用〕自己負担4,000円※生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付者は免除となります
※これまで区で実施していた助成制度は9月30日で終了となりました。

水痘(水ぼうそう)ワクチンも定期予防接種に

10月1日(水)から水痘(水ぼうそう)ワクチンも定期予防接種になります。詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎(3647)5906

介護従事者 スキルアップ 研修受講生募集

「医学の基礎知識」「ターミナルケア」など多彩な講座。介護事業所におけるサービスの向上や職員の自己啓発の支援を図るため、区では介護職員向けスキルアップ研修を実施しています。介護保険制度の改正や多様化する利用者の個別ニーズに対応できる専門知識・技術の習得を目指す方、ぜひお申し込みください。

〔提出先・方法〕
①意見②住所③氏名④年齢を記入し、〒135-833区役所都市計画課景観担当に郵送またはファクスで※区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)※ご意見に対する個別回答は行いません。

☎(3647)9009
☎(3647)9183

10月・11月は里親月間

さまざまな事情により自分の家庭で暮らすことができない子どもたちが東京都内には約4,000人いて、このうち9割は施設で生活しています。こうした子どもを、自分の家族の中に迎えて育てている方が「里親」です。最近では、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、より家庭的な養育環境を提供するための里親の存在が重要で、里親の中でも、養育家庭(ほつファミリー)は、法律上の養子縁組を目的としないため、1か月程度の短期間から長期間まで、状況に合わせて養育に対応していただける制度です。年齢や居室など一定の要件を満た

していただければ、一般のご家庭の方々が養育家庭になれます。期間中は、養育費の公的援助や専門機関による支援もあります。このほかに、児童養護施設で生活している子どもたちを夏休みや週末などに受け入れていただくフレンドホームという制度もあります。詳細は東京都ホームページ(HP) <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/satoya/seido/hofamily/> をご覧ください。お問い合わせください。

☎(3647)4408
江東児童相談所